

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日に
がとけま
ると翌日
の翌日)

目 次

◇ 告 示

字の区域の変更

生活保護法による施術機関の指定

保険医療機関の指定の辞退

保険医の登録の抹消

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示

土地改良事業計画の決定

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定

土地改良法による換地処分

◇ 公安告示

風俗営業等取締法による聴聞

告 示

鳥取県告示第五百九十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、用瀬町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による山口地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十九年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名称

大字安蔵字木地
屋敷道ノ上

同上の区域（昭和五十八年五月九日現在の地番による。）

大字安蔵字木地屋敷道ノ上の全域

大字安蔵字木地屋敷道ノ下タ二五の五、二五の六、二六の
一、二七、二八、二九の一、二九の二、三〇、三一、三
二の三、三二の六、三二の七、三三から三五まで、三五の
一、三五の三、三五次一、三六、三六の一、三七、三七の
一、三八、三八内第一、三九から四一まで、四二 合併、
四四から四七まで、四七内第一、四八、四九の一、四九の
二、五〇から五二まで、五二次一、五三、五四の一、五四
の一、五四の一三、五四の一四、五四の一六及びこれら
と一体をなす国有地の一部

大字安蔵字本谷一〇九四の二一、一〇九四の二二
大字安蔵字カイノ谷一〇九八の二から一〇九八の四まで
大字安蔵字合見ヶ谷一〇九九の四

大字安蔵字木地
屋敷道ノ下タ

大字安蔵字木地屋敷道ノ下タのうち二五の五、二五の六、二六の一、二七、二八、二九の一、二九の二、三〇、三一、三二の三、三二の六、三二の七、三三から三五まで、三五の一、三五の三、三五次一、三六、三六の一、三七、三七の一、三八、三八内第一、三九から四一まで、四二 合併、四四から四七まで、四七内第一、四八、四九の一、四九の二、五〇から五二まで、五二次一、五三、五四の一、五四の一、五四の一三、五四の一四、五四の一六及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

大字安蔵字本谷

大字安蔵字本谷のうち一〇九四の二一、一〇九四の二二以外の区域

大字安蔵字カイノ谷

大字安蔵字カイノ谷のうち一〇九八の二から一〇九八の四まで以外の区域

大字安蔵字合見ケ谷

大字安蔵字合見ケ谷のうち一〇九九の四以外の区域

鳥取県告示第五百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定に基づき、施術機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十九年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鬼 整 骨 院	鳥取市行徳は四三〇	昭和五十九年七月二十八日

鳥取県告示第五百九十九号

次のとおり保険医療機関の指定の辞退があつたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十九年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 の 効 力 発 生 年 月 日
高 橋 医 院	米子市皆生二九九九	昭和五十九年八月十九日
南 家 医 院	境港市渡町二二六二	"

鳥取県告示第六百号

次のとおり保険医の登録を抹消したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十九年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の抹消の年月日
南家 令四郎	鳥医第五三五号	昭和五十九年八月十九日

鳥取県告示第六百一号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の氏名	建物の名称	建物の所在地
高田 彌生	ハウジングランド いない鳥取丸山店	鳥取市丸山町三〇五ノ九

鳥取県告示第六百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業天神野地区区画整理）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十九年八月二十二日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
倉吉市役所及び関金町役場
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百三号

赤碓町が行う土地改良事業に係る大父地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律

第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年八月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、用瀬町から同町が行う土地改良事業に係る山口地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十五号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により公示する。

昭和五十九年八月二十一日

鳥取県公安委員長 秋 久 勲

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十九年八月二十九日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県公安委員会委員室(鳥取県庁本庁舎七階)

二 被聴聞者の住所及び氏名

鳥取市瓦町四五六番地

若戸カントリーシステム有限会社

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む)】